Google Pay モバイルペイメント特約および電磁的方法による書面交付に関する同意条項

Google Pay モバイルペイメント特約（クレジットカード用）

第１条（本特約の適用等）

１． 本特約は、「京葉銀カード会員規約」及びこれに付随しまたは関連する特約（以下これらを総称して「会員規約等」という）を承認した株式会社京葉銀カード（以下「当社」という）のカード会員（家族会員を含む。以下「会員」という）が Google Pay モバイルペイメント（以下に定義する）を利用する場合の特則を定めるものです。なお、当社が会員の Google Pay モバイルペイメントの利用申込みを認めた日を Google Pay モバイルペイメント利用にかかる契約成立日とします。

２． Google Pay モバイルペイメントの利用については、本特約に加えて会員規約等（「iD 会員特約」を除く）が適用されるものとします。本特約の条項と会員規約等の条項とが矛盾または抵触する場合には、本特約の条項が優先的に適用されるものとします。

第２条（用語定義）

本特約において、用語の定義は、以下に定めるものとします。なお、本特約における用語は、本特約において別途定義されない限り、会員規約等において定義される意義と同一の意義を有するものとします。

- **Google Pay モバイルペイメント**：会員規約等および本特約に基づき当社が提供する決済サービス及びそれに関連する機能・サービス等を、Google-LLC（以下「Google」という）が提供するアプリケーション・機能等を用いて会員が利用できるサービス。会員は、Google 所定のスマートフォン等の機器を通じて、Google 所定及び当社所定の方法で当社のカードを支払手段として利用することができます。
- **本件利用可能カード**：会員が本件利用申込み（以下に定義する）を行うことができる当社所定のカードの総称、若しくは会員が本特約を承認の上、本件利用申込みを実際に行ったカード
- **本件対応デバイス**：Google その他の事業者が提供するスマートフォン等の機器のうち、Google Pay モバイルペイメント対応機器であって、会員が本件利用申込みを行い、かつ、Google Pay モバイルペイメントを利用する際に使用するもの
- **トークン**：本件対応デバイスに発行される Google Pay モバイルペイメントに用いられる専用の番号（明確化のために付言すると、本件利用可能カードの会員番号とは異なる）
- **本件会員情報**：本件利用申込みまたは Google Pay モバイルペイメントの利用にあたり必要な本人確認情報およびトークン等の情報
- **本件利用申込み**：Google Pay モバイルペイメントの利用を希望する会員が行う、Google および当社所定の方法による Google Pay モバイルペイメントの利用の申込み

第３条（iD の利用申込みについて）

1. 会員は、本件利用申込みによって、株式会社 NTT ドコモ・フィナンシャルグループが提供する決済ブランド「iD」の利用に関して当社へ申込みをし、iD 会員になるものとします。但し、本件対応デバイスのモデルによっては iD に対応しない場合があり、この場合 Google Pay モバイルペイメントをご利用いただけません。この場合、本条を含む本特約の iD に関する規定は適用されません。

2. 前項の申込みに基づく iD の利用は、本件対応デバイスでのみ可能とし、本特約に定める条件に従うものとしま

す。

3. 本条第 1 項に基づく iD の利用は、Google Pay モバイルペイメントの利用の終了（原因の如何を問いません）と同時に、当然に解約されるものとします。

第 4 条（Google Pay モバイルペイメント利用者）

本件利用可能カードを保有する会員のうち、本特約を承認のうえ、当社に対し Google および当社所定の方法により本件利用申込みを行い、当社が適格と認めた者を Google Pay モバイルペイメント利用者とします。なお、当社は本件利用可能カードにつき事前の予告なく追加・変更することができるものとします。

第 5 条（家族会員）

家族会員は、会員規約等に基づき家族カード利用の責任を負う本会員（以下「本会員」という）のカードに付帯するサービスの範囲内で、本件利用申込み及び Google Pay モバイルペイメントの利用ができるものとします。但し、本件利用申込みに当たって、家族会員は、事前に本会員に通知し、その承諾を得るものとします。なお、家族会員である Google Pay モバイルペイメント利用者を「Google Pay モバイルペイメント利用者（家族会員）」といいます。

第 6 条（Google Pay モバイルペイメントの利用申込み）

1. 会員は、Google Pay モバイルペイメントの利用を希望する場合には、当該会員自ら、会員規約等及び本特約の各条項を認識し了承の上、本件利用申込みを行うものとします。
2. 当社は、本件利用申込みを行った会員のうち、当社が Google および当社所定の方法により適格と認めた会員を Google Pay モバイルペイメント利用者として認め、本件対応デバイスにトークンを発行し、Google Pay モバイルペイメントの利用を可能とします。
3. 会員は、本件利用申込みに先立ち、自己の責任および費用負担において、自己が管理する本件対応デバイスの準備、携帯電話通信事業者等とのインターネット利用サービス契約の締結等による通信手段の確保ならびにその他本件利用申込みおよび Google Pay モバイルペイメントの利用に必要な準備を行うものとします。
4. 会員は、本件利用申込みまたは Google Pay モバイルペイメント利用にあたり、取引が不成功の場合は、当社へ不成功の旨の連絡を行うものとします。

第 7 条（利用可能な加盟店）

1. Google Pay モバイルペイメント利用者が利用できる Google Pay モバイルペイメントを利用可能な加盟店及びその利用方法等については当社所定の方法（当社ホームページへの掲載等）によってお知らせします。本件利用可能カードの種類または本件対応デバイスのモデルにより、Google Pay モバイルペイメント利用者が利用できる Google Pay モバイルペイメントの利用可能な加盟店は異なります。なお、当社は、Google Pay モバイルペイメント利用者が利用できる Google Pay モバイルペイメントの利用可能な加盟店につき事前の予告なく追加、変更することができるものとします。
2. Google Pay モバイルペイメントの利用可能な加盟店での利用にあたり、当該加盟店が複数の Google Pay モバイルペイメントで利用可能な決済サービスに対応しており、かつ、それらのいずれかを指定できる場合、Google Pay モバイルペイメント利用者は、実際に利用する決済サービスを自ら指定して利用するものとします。

第 8 条（利用枠および利用代金の支払い）

1. Google Pay モバイルペイメント利用者は、本件利用可能カードの利用枠の範囲内で Google Pay モバイルペイメントを利用できるものとします。
2. 当社は、Google Pay モバイルペイメント利用者が前項に定める利用枠を超えて Google Pay モバイルペイメント

を利用した場合またはしようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する場合等、利用状況が不適当又は不審であると合理的に認められる場合、若しくは延滞が発生する等の利用代金の支払状況等の事情その他当社の裁量によって、Google Pay モバイルペイメントの利用を一時的にお断りすることがあります。

3. Google Pay モバイルペイメント利用者は、本特約に基づく Google Pay モバイルペイメントの利用に関する一切の債務を、会員規約等に従い、本件利用可能カードの利用代金として、本件利用可能カードのその他の利用代金等と合算して支払うものとします。

4. Google Pay モバイルペイメントの利用に係る支払期日及び支払金額等は、原則として 1 回払いに関する会員規約等を準用します。但し、本件利用可能カードの支払区分が「いつでもリボ」及び「あとからリボ」の場合は会員規約等の定めに基づき支払い、「リボルビング専用カード」、「安心オプション」及び「マイ・ペイすリボ」の場合は各特約の定めに基づき支払うものとします。また、利用後に当該利用代金を分割払いに変更する方法の場合は、会員規約等の定めに基づき支払うものとします。

5. Google Pay モバイルペイメント利用者が本条に定める利用枠を超えて Google Pay モバイルペイメントを利用した場合も、Google Pay モバイルペイメント利用者は、当然にその支払の責を負うものとします。

第９条（Google Pay モバイルペイメントの有効期限等）

1. Google Pay モバイルペイメントの有効期限は、当社所定の方法（当社ホームページへの掲載等）によって公表する日までとします。

2. Google Pay モバイルペイメント利用者は、前項の有効期限経過後において Google Pay モバイルペイメントの利用を希望する場合、再度本件利用申込みを行ない当社の承諾を得ることを要するものとします。但し、当社が当社所定の方法により、上記手続きを経ず Google Pay モバイルペイメントの有効期限を自動で更新する場合があります。

3. Google Pay モバイルペイメント利用者は、Google Pay モバイルペイメントの有効期限内であっても、Google および当社所定の方法により Google Pay モバイルペイメントの一時停止または解約をすることができます。

4. Google Pay モバイルペイメントの有効期限内であっても、本件利用可能カードを解約または会員資格を喪失した場合、Google Pay モバイルペイメントは解約されます。

5. Google Pay モバイルペイメントの有効期限内であっても、以下各号に該当する場合には、Google Pay モバイルペイメントは解約されることがあります。

① 本件利用可能カードの紛失、本件利用可能カードにかかるカード情報等の漏えい、本件対応デバイスの紛失等により不正利用のおそれが生じた場合

② 本件利用可能カードの再発行および他の本件利用可能カードへの切替等によりカードの会員番号等が変更される場合

③ Google 所定の事由または本件対応デバイスの故障等により、本件対応デバイス内の本件会員情報が削除された場合

第１０条（Google Pay モバイルペイメントの一時停止・解約等）

1. 当社は、以下各号のいずれかに該当する場合には、Google Pay モバイルペイメント利用者に対する事前の通知なく、Google Pay モバイルペイメントの一時停止または解約をすることができるものとします。

① Google Pay モバイルペイメント利用者が本特約若しくは会員規約等に違反し若しくは違反するおそれがあると当社が認める場合

② Google Pay モバイルペイメントの利用状況または本件利用可能カードの利用状況が不適当（当社所定の期間 Google Pay モバイルペイメントの利用がないことを含む）または不審であると合理的に認められる場合

③ 本件会員情報、本件対応デバイスまたは本件利用可能カードが第三者によって拾得される等、当社が認識した事由に起因して Google Pay モバイルペイメントの不正利用の可能性が生じたと当社が認める場合

2. 当社は、以下各号のいずれかに該当する場合には、Google Pay モバイルペイメント利用者に対する事前の通知なく、Google Pay モバイルペイメントの一部または全部を一時的に停止し、または Google Pay モバイルペイメントを終了できるものとします。

① 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、本件対応デバイス等の異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、Google Pay モバイルペイメントの一部または全部の利用が困難であると Google または当社が判断した場合

② その他、コンピュータシステムの保守等、已むを得ない事情で Google Pay モバイルペイメントの一部または全部の一時停止または終了が必要と合理的に認められる場合

3. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令等に基づく場合その他の合理的に必要と認められる場合には、Google Pay モバイルペイメント利用者に対して、当社が指定する書面の提出および申告を求めることができるものとし、また同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においては Google Pay モバイルペイメントの利用を制限することができるものとします。

4. 本条第１項から第３項までに定める事由またはこれらに類似する事由による Google Pay モバイルペイメントの一部または全部の一時停止・解約・終了・利用制限等により Google Pay モバイルペイメント利用者に生じた損害につき、当社は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第１１条（家族会員による Google Pay モバイルペイメントの利用）

1. Google Pay モバイルペイメント利用者（家族会員）が Google Pay モバイルペイメントを利用する場合、本会員が、家族カードの利用に関する会員規約等の各規定に基づき、利用代金の支払責任その他利用に生じるすべての責任を負うものとします。

2. Google Pay モバイルペイメント利用者（家族会員）は、Google Pay モバイルペイメントの利用が、本会員の意思に反すると認められる場合、ただちに Google Pay モバイルペイメントを解約しなくてはならず、また当社の判断により Google Pay モバイルペイメントを解約することができるものとします。但し、当社に解約をすべき義務はないものとします。

3. Google Pay モバイルペイメント利用者（家族会員）は、当社が、Google Pay モバイルペイメントの利用内容・利用状況等を本会員に通知することを、予め承諾するものとします。

4. Google Pay モバイルペイメント利用者（家族会員）は、本会員が Google または当社所定の方法により任意で家族会員による Google Pay モバイルペイメントの一時停止または家族会員による Google Pay モバイルペイメントの解約をすることができることを予め承諾するものとします。

第１２条（善管注意義務、禁止事項等）

1. Google Pay モバイルペイメント利用者は、本件対応デバイスを善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理するものとします。

2. Google Pay モバイルペイメント利用者は、本件対応デバイスにつき、その修理等による第三者への一時的な預入または第三者への占有の移転、譲渡、貸与、担保提供等若しくは廃棄等の一切の処分を行う場合には、当社所定の方法により事前に Google Pay モバイルペイメントを解約するものとします。

3. Google Pay モバイルペイメント利用者は、理由の如何を問わず Google Pay モバイルペイメントを解約しまたは当社により解約された場合、Google および当社所定の方法により、本件対応デバイスに保存されている本件会員情報が削除されていることを確認するものとします。

4. Google Pay モバイルペイメント利用者は、本件対応デバイスに保存されている本件会員情報を一切偽造・変造・複製・解析等をしてはならないものとします。

5. Google Pay モバイルペイメント利用者が前４項に違反したことに起因または関連して Google Pay モバイルペイメントが不正に利用された場合、Google Pay モバイルペイメント利用者（Google Pay モバイルペイメントを解約済みか否かを問いません。）は、Google Pay モバイルペイメントの利用代金および当社に生じた損害について

すべて支払いの責を負うものとします。

6. Google Pay モバイルペイメント利用者は、以下各号のいずれかに該当する場合に生じるすべての責任を負うものとします。なお、この責任には Google Pay モバイルペイメントによる利用代金の支払責任を含みます。

① 本件対応デバイスの紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難等」という。）により第三者に Google Pay モバイルペイメントを不正利用された場合

② 本件会員情報の紛失・盗難等により第三者に Google Pay モバイルペイメント若しくは本件会員情報を不正利用された場合

③ その他前 2 号に準じる事由で、第三者に Google Pay モバイルペイメント若しくは本件会員情報を不正利用された場合

7. 前項の各号のいずれかに該当する場合または本件対応デバイスもしくは本件会員情報の紛失・盗難等が生じた場合、Google Pay モバイルペイメント利用者は、速やかに自身で Google および当社所定の方法により Google Pay モバイルペイメントを一時停止または解約し、本件対応デバイスまたは本件会員情報の紛失・盗難等が生じた旨を、速やかに当社所定の方法で当社に通知し、かつ、最寄警察署に届け出るものとします。この場合、当社へはその旨を文書で届け出いただく場合があります。

第１３条（免責）

1. Google Pay モバイルペイメント利用者は、以下各号に定める場合またはその他合理的な理由により Google Pay モバイルペイメントの一部または全部を利用できない場合であっても、当社は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないことにつき、予め承諾するものとします。

① 本件対応デバイス等の仕様・品質に起因する場合、Google が Google Pay モバイルペイメントに関連して提供する技術・サービス・製品等に関する障害や技術・サービス内容の変更・終了等による場合

② 本件対応デバイスのモデルが変更される等、Google を含む本件対応デバイスの提供事業者による本件対応デバイスの仕様変更がなされた場合

③ Google Pay モバイルペイメント利用者が第 6 条に定める本件利用申込みに必要な手続きを完了しなかった場合

④ 本特約に定める、Google Pay モバイルペイメントの一時停止・解約・終了・利用制限等の場合

⑤ iD に対応した加盟店の端末機またはシステムの故障等および、本件対応デバイスと端末機との通信状態の不具合等の場合

⑥ 本件対応デバイス自体または本件対応デバイス上のシステムの故障等の場合

⑦ その他、会員規約等および本特約に定める場合

2. Google Pay モバイルペイメント利用者は、Google Pay モバイルペイメント利用者が本件利用申込みまたは利用したことにより、本件対応デバイスの各種機能または本件対応デバイス内に保存された各種データ等に何らかの悪影響がおよび、Google Pay モバイルペイメント利用者または第三者に損害が発生した場合、当社は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないことにつき、予め承諾するものとします。

第１４条（会員保障制度）

1. 第 12 条第 6 項の規定にかかわらず、当社は、Google Pay モバイルペイメント利用者が紛失・盗難等により第三者に Google Pay モバイルペイメントまたは本件会員情報を不正利用された場合であって、同条第 7 項の規定に従い警察および当社への届出がなされたときで本条台 4 項の手続きが遅滞なく履行されたときは、これによって Google Pay モバイルペイメント利用者が被る Google Pay モバイルペイメントまたは本件会員情報の不正利用による損害をてん補します。

2. 前項による保障期間は、契約成立日から 1 年間とし毎年自動的に継続されるものとします。

3. 前 2 項の規定に関わらず、次の場合は、当社はてん補の責を負いません。

① Google Pay モバイルペイメント利用者の故意若しくは重大な過失に起因する損害

② 損害の発生が保障期間外の場合
③ Google Pay モバイルペイメント利用者が本条第４項の義務を怠った場合
④ 紛失・盗難等または被害状況の届けが虚偽であった場合
⑤ 暗証番号の入力、指紋認証その他、本件対応デバイスにおける本人認証の仕組みを利用した取引についての損害
⑥ 前条第２項の紛失・盗難等の通知を当社が受領した日の６１日以前に生じた損害
⑦ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難等に起因する損害
⑧ その他会員規約等または本特約に違反する利用等に起因する損害

４． Google Pay モバイルペイメント利用者は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から３０日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社所定の方法により当社に提出すると共に、Google Pay モバイルペイメント利用者は被害状況等の調査に協力するものとします。

第１５条（非保証）

当社は、Google Pay モバイルペイメントに関連するか否かに関わりなく、Google および本件対応デバイスの提供事業者が提供または配布する製品・技術・アプリケーション等の品質・機能等につき、何ら保証するものではありません。

第１６条（Google Pay モバイルペイメントの終了および停止）

Google Pay モバイルペイメント利用者は、Google または当社が以下各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前の通知なく Google Pay モバイルペイメントを終了または一時停止する場合があることを予め承諾するものとします。なお、この場合、当社は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないことにつき、予め承諾するものとします。

① 本件対応デバイスまたはこれにインストール・保存されたデータ等に不具合等があった場合
② 当社または Google の業務の遂行上重大な支障がある場合
③ その他当社または Google が、Google Pay モバイルペイメントの終了または一時停止が必要と判断した場合

第１７条（本特約の変更、承諾）

本特約の変更については、当社から Google Pay モバイルペイメント利用者に変更内容を通知、新たな特約を送付、または、本件対応デバイス上または当社ホームページ上で新特約または変更事項を閲覧可能な状態に供したときは、その後に当該 Google Pay モバイルペイメント利用者が Google Pay モバイルペイメントを利用した場合、変更事項・新特約を承認したとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

※「Google Pay」は、Google LLCの商標です。
※「iD」は、株式会社NTTドコモの商標です。

（2026年7月改定）